

確認・計画通知等申請手数料算定表

1/8

下記手数料については、柏市手数料条例第2条第1項 別表2による

(令和7年4月1日現在)

表1 【建築物の確認申請・計画通知等 審査手数料】

(単位：円)

床面積合計		確認審査		
		A 欄：省エネ計算なし または、性能評価・長期 認定・確認書による場合	一戸建て住宅において 省エネ計算を仕様基準 による場合	共同住宅において 省エネ計算を仕様基準 による場合
30㎡以下		9,000	表1のA欄 +表2のB欄	表1のA欄 +表2のC欄
30㎡超え	100㎡以下	19,000		
100㎡超え	200㎡以下	32,000		
200㎡超え	300㎡以下	42,000		
300㎡超え	1,000㎡以下	69,000		
1,000㎡超え	2,000㎡以下	98,000		
2,000㎡超え	10,000㎡以下	277,000		
10,000㎡超え	50,000㎡以下	406,000		
50,000㎡を超え		791,000		

表2 【建築物省エネ法関係手数料】

(単位：円)

申請の区分			申請手数料			
種別	建物用途		技術的審査を 受けたもの	技術的審査を受けていないもの		
				モデル建物法 仕様基準	仕様・計算併用法	標準入力法 性能基準
建築物エネルギー消費性能 適合性判定手数料 法第11条第1項(法第12条第2項)	住宅部分	一戸建て の住宅	200㎡未満	B欄 { 16,000	24,000	34,000
					26,000	38,000
		共同住宅 等	200㎡以上	C欄 { 31,000	48,000	68,000
			300㎡未満		81,000	115,000
			300㎡以上 2,000㎡未満		143,000	196,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満		210,000	282,000
			5,000㎡以上	149,000		282,000
	非住宅部分		300㎡未満	82,000		215,000
			300㎡以上 1,000㎡未満	108,000		277,000
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	142,000		357,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	238,000		525,000
			5,000㎡以上 10,000㎡未満	311,000		648,000
			10,000㎡以上 25,000㎡未満	375,000		767,000
			25,000㎡以上	440,000		876,000
	工場等		300㎡未満	18,000		21,000
			300㎡以上 1,000㎡未満	26,000		30,000
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	37,000		42,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	95,000		101,000
			5,000㎡以上 10,000㎡未満	143,000		150,000
			10,000㎡以上 25,000㎡未満	178,000		186,000
			25,000㎡以上	222,000		231,000
建築物エネルギー消費性能 認定手数料 法第29条第1項	住宅部分	一戸建て の住宅	200㎡未満	4,800	16,000	24,000
			200㎡以上	4,800	17,000	26,000
		共同住宅 等	300㎡未満	9,000	31,000	68,000
			300㎡以上 2,000㎡未満	20,000	53,000	115,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	98,000	143,000
			5,000㎡以上	83,000	149,000	210,000
	非住宅部分		300㎡未満	9,000	86,000	226,000
			300㎡以上 1,000㎡未満	16,000	108,000	277,000
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000	146,000	367,000
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	83,000	238,000	525,000
			5,000㎡以上 10,000㎡未満	131,000	311,000	648,000
			10,000㎡以上 25,000㎡未満	166,000	375,000	767,000
			25,000㎡以上	207,000	440,000	876,000

※建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に併せて建築関係規定適合申出を含む場合は、
建築基準法確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加えた額とする。

表 3 【建築物の確認申請・計画通知等 検査手数料】

(単位：円)

床面積合計	中間検査	完了検査	
		中間検査（有）	中間検査（無）
30㎡以下	17,000	18,000	20,000
30㎡超え 100㎡以下	23,000	23,000	26,000
100㎡超え 200㎡以下	29,000	33,000	35,000
200㎡超え 300㎡以下	38,000	48,000	50,000
300㎡超え 1,000㎡以下	55,000	80,000	83,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	75,000	100,000	107,000
2,000㎡超え 10,000㎡以下	154,000	156,000	171,000
10,000㎡超え 50,000㎡以下	254,000	255,000	269,000
50,000㎡を超え	533,000	532,000	547,000

【工作物・建築設備の確認申請・計画通知等 手数料】

(単位：円)

	確認審査	計画変更	完了検査	指定確認検査機関の確認を受けた工作物・建築設備	
				計画変更	完了検査
準用工作物	19,000	8,000	21,000	19,000	21,000
小荷物用専用昇降機以外の建築設備（エレベーター、エスカレーター、その他の建築設備）	22,000	10,000	33,000	22,000	33,000
小荷物専用昇降機	8,000	6,000	18,000	8,000	18,000

【写し・証明書交付 手数料】

(単位：円)

73 の 2	道路位置指定図面の写し	400	法第 42 条第 1 項第 5 号
73 の 3	建築計画概要書等の写し	400	法第 93 条の 2
77	建築物等に関する証明	400	建築確認証明，道路位置指定証明

(注) 下記項目については、柏市手数料条例第 2 条第 1 項 別表 2 を確認すること

1. 移転，大規模の修繕，大規模の模様替，用途変更①前願の検査済証有：床面積合計 = Σ （該当部分の床面積の合計） $\times 1/2$ ②前願の検査済証無：床面積合計 = Σ （該当部分の床面積の合計）**2. 計画変更**床面積合計 = Σ （該当部分の床面積の合計） $\times 1/2$ ※床面積が増加する部分：床面積合計 = Σ （該当部分の床面積の合計）**3. 民間確認検査機関による建築確認を受けた物件の，計画変更・中間検査・完了検査の手数料**計画変更 = 計画変更手数料 + 表 1 の審査手数料 $\times 1/2$ 中間検査・完了検査 = 表 3 の検査手数料 + 表 1 の審査手数料 $\times 1/2$ **4. 構造計算を必要とする既存不適格建築物の増築等の確認申請手数料**（増築等の床面積合計）+（既存建築物の床面積合計 $\times 1/2$ ）で算出した床面積合計の手数料**5. 確認審査手数料について**

建築物省エネ法の適合性判定と建築確認の両方を柏市に求める場合は、両方の手数料が必要となる。

6. 建築物省エネ法関係手数料について計画変更の場合は、表 2 の手数料の $1/2$ とする。**7. 令和 7 年 3 月 31 日以前に工事着手した建築物・工作物・建築設備の各手数料について**

従前（令和 7 年 3 月 31 日以前）の手数料による。

【許可・認定・承認等申請手数料】				(1件につき 単位:円)
項	許可・認定等の申請種別	手数料	関係条文	
10 10の2	仮使用認定	130,000	法第7条の6第1項第1号・第2号, 法第18条第38項第1号・第2号, 法第87条の4, 第88条第1項・第2項	
10の3	道路位置指定等申請(指定・変更・廃止)	50,000	法第42条第1項第5号	
10の4	敷地と道路との関係の建築認定	40,000	法第43条第2項第1号	
11	敷地と道路との関係の建築許可	80,000	法第43条第2項第2号	
12	道路内における建築許可(公衆便所等)	50,000	法第44条第1項第2号	
13	道路内における建築認定(地区計画適合)	40,000	法第44条第1項第3号	
14	道路内における建築許可(公共用歩廊等)	190,000	法第44条第1項第4号	
15	壁面線外における建築許可	190,000	法第47条ただし書	
16	用途地域における建築等許可	220,000	法第48条各項ただし書, 法第87条第2項・第3項, 第88条第2項	
16の2	用途地域における増築等の建築特例許可	130,000	法第48条第16項第1号	
16の3	用途地域における建築特例許可	190,000	法第48条第16項第2号	
17	特殊建築物等敷地許可	230,000	法第51条ただし書, 法第87条第2項・第3項, 第88条第2項	
17の2	容積率の特例認定	40,000	法第52条第6項第3号	
18	容積率の特例許可	190,000	法第52条第10項・第11項・第14項	
18の2	建蔽率の特例許可	50,000	法第53条第5項	
19	建蔽率制限の適用除外許可	50,000	法第53条第6項第3号	
20	敷地面積の許可	190,000	法第53条の2第1項第3号・第4号, 法第57条の5第3項	
21	高さの特例認定	40,000	法第55条第2項	
21の2	高さの特例許可	190,000	法第55条第3項	
22	高さ制限の適用除外許可	190,000	法第55条第4項各号	
23	日影制限の特例許可	190,000	法第56条の2第1項ただし書	
24	高さ制限の適用除外認定(高架工作物内)	40,000	法第57条第1項	
24の2	高さの特例許可(高度地区)	40,000	法第58条第2項	
25	容積率, 建蔽率, 建築面積, 壁面位置の特例許可(高度利用地区)	190,000	法第59条第1項第3号	
26	高さの許可(高度利用地区)	190,000	法第59条第4項	
27	容積率又は高さ制限の特例許可(総合設計制度)	190,000	法第59条の2第1項	
28	容積率, 建蔽率, 建築面積, 高さ, 壁面位置の特例許可(都市再生特別地区)	190,000	法第60条の2第1項第3号	
28の2	敷地面積, 壁面位置の特例許可, 間口率及び高さ制限の適用除外許可(特定防災街区整備地区)	190,000	法第67条第3項第2号, 第5項第2号, 第9項第2号	
29	容積率, 建蔽率, 高さの制限の適用除外認定(再開発等促進区, 沿道再開発等促進区)	40,000	法第68条の3第1項・第2項・第3項	
30	高さ制限の適用除外許可(再開発等促進区, 沿道再開発等促進区)	190,000	法第68条の3第4項	
30の2	用途制限の適用除外認定(開発整備促進区)	40,000	法第68条の3第7項	
31	公共施設の容積率制限適用除外認定(地区計画等区域)	40,000	法第68条の4	
31の2	容積率の特例認定(特定建築物地区整備計画等の区域)	40,000	法第68条の5の2	
32	高さ制限適用除外許可(地区計画, 沿道地区計画区域)	190,000	法第68条の5の3第2項	
33	容積率, 高さ制限適用除外認定(地区計画等区域)	40,000	法第68条の5の5第1項・第2項	
33の2	建蔽率の特例認定(地区計画等区域)	40,000	法第68条の5の6	
34	予定道路に係る容積率の特例許可	190,000	法第68条の7第5項	
35	仮設建築物建築許可	130,000	法第85条第6項	
35の2	仮設興行場等建築許可	190,000	法第85条第7項	
40の2	既存不適格建築物の増築等の全体計画認定	120,000	法第86条の8第1項	
40の3	既存不適格建築物の増築等の全体計画変更認定	120,000	法第86条の8第3項	
40の3の2	既存不適格建築物の用途変更の全体計画認定	120,000	法第87条の2第1項	
40の3の3	既存不適格建築物の用途変更の全体計画変更認定	120,000	法第87条の2第2項, 法第86条の8第3項	
40の3の4	建築物の用途変更に係る興行場等許可	130,000	法第87条の3第6項	
40の3の5	建築物の用途変更に係る特別興行所等許可	190,000	法第87条の3第7項	
40の3の6	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外認定(大規模の修繕又は大規模の模様替)	40,000	令第137条の12第6項	
40の3の7	道路内における建築物に対する制限の適用除外認定(大規模の修繕又は大規模の模様替)	40,000	令第137条の12第7項	
40の4	移転認定	40,000	令第137条の16第2号	

項	許可・認定等の申請種別	手数料	関係条文
65の10	予定道路に係る敷地と道路との関係の特例許可	190,000	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第116条第1項
66の2の7	大規模建築物の敷地と道路との関係の特例認定	40,000	法施行条例第5条ただし書(条例認定)
66の3	特殊建築物の路地状敷地と道路との関係の特例認定	40,000	法施行条例第7条ただし書(条例認定)
66の4	学校等の敷地と道路との関係の特例認定	40,000	法施行条例第8条ただし書(条例認定)
66の5	4階以上の階における教室等の設置に関する特例認定	40,000	法施行条例第12条ただし書(条例認定)
66の6	興行場等の敷地と道路との関係の制限適用除外認定	40,000	法施行条例第14条第3項(条例認定)
66の7	興行場等に関する制限の適用除外認定	40,000	法施行条例第22条の3(条例認定)
66の8	物品販売業を営む店舗等の敷地と道路との関係の制限適用除外認定	40,000	法施行条例第23条第3項(条例認定)
66の9	共同住宅等の周囲の空地に関する制限の適用除外認定	40,000	法施行条例第39条第3項第2号(条例認定)
66の10	共同住宅等の主要出入口と道との関係の特例認定	40,000	法施行条例第40条第1項第2号(条例認定)
66の11	木造長屋の階数に関する制限の適用除外認定	40,000	法施行条例第42条第3項(条例認定)
66の12	車庫等の自動車出入口の位置制限適用除外認定	40,000	法施行条例第44条第3項(条例認定)
66の13	既存建築物に対する制限緩和認定	40,000	法施行条例第51条第5項(条例認定)

項	許可・認定等の申請種別	手数料	
36	総合的設計による一団地の建築物の認定 (一団地認定) (法第86条第1項)	申請建築物の数が2である場合	1件につき90,000円
		申請建築物の数が3以上である場合	①1件につき90,000円 ②(申請建築物数-2)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
37	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の認定(連担建築物認定) (法第86条第2項)	申請建築物(既存建築物を除く) の数が1である場合	1件につき90,000円
		申請建築物(既存建築物を除く) の数が2以上である場合	①1件につき90,000円 ②(申請建築物数-1)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
37の2	敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の許可 (一団地認定+総合設計許可) (法第86条第3項)	申請建築物の数が2である場合	1件につき230,000円
		申請建築物の数が3以上である場合	①1件につき230,000円 ②(申請建築物数-2)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
37の3	既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の許可 (連担建築物認定+総合設計許可) (法第86条第4項)	申請建築物(既存建築物を除く) の数が1である場合	1件につき230,000円
		申請建築物(既存建築物を除く) の数が2以上である場合	①1件につき230,000円 ②(申請建築物数-1)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
38	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定 (86条1項,2項の認定+増築認定) (法第86条の2第1項)	申請建築物(一敷地内認定建築物を除く) の数が1である場合	1件につき90,000円
		申請建築物(一敷地内認定建築物を除く) の数が2以上である場合	①1件につき90,000円 ②(申請建築物数-1)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
38の2	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可 (86条1項,2項の認定 +総合設計増築許可) (法第86条の2第2項)	申請建築物(一敷地内認定建築物を除く) の数が1である場合	1件につき230,000円
		申請建築物(一敷地内認定建築物を除く) の数が2以上である場合	①1件につき230,000円 ②(申請建築物数-1)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
38の3	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可 (86条3項,4項の許可+増築許可) (法第86条の2第3項)	申請建築物(一敷地内許可建築物を除く) の数が1である場合	1件につき230,000円
		申請建築物(一敷地内許可建築物を除く) の数が2以上である場合	①1件につき230,000円 ②(申請建築物数-1)×40,000円 申請手数料は①②の合計額
39	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し (法第86条の5第1項)		①1件につき8,000円 ②(現存建築物数)×13,000円 申請手数料は①②の合計額
40	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の制限の適用除外に係る認定申請 (法第86条の6第2項)		1件につき40,000円

計画変更床面積算定基準

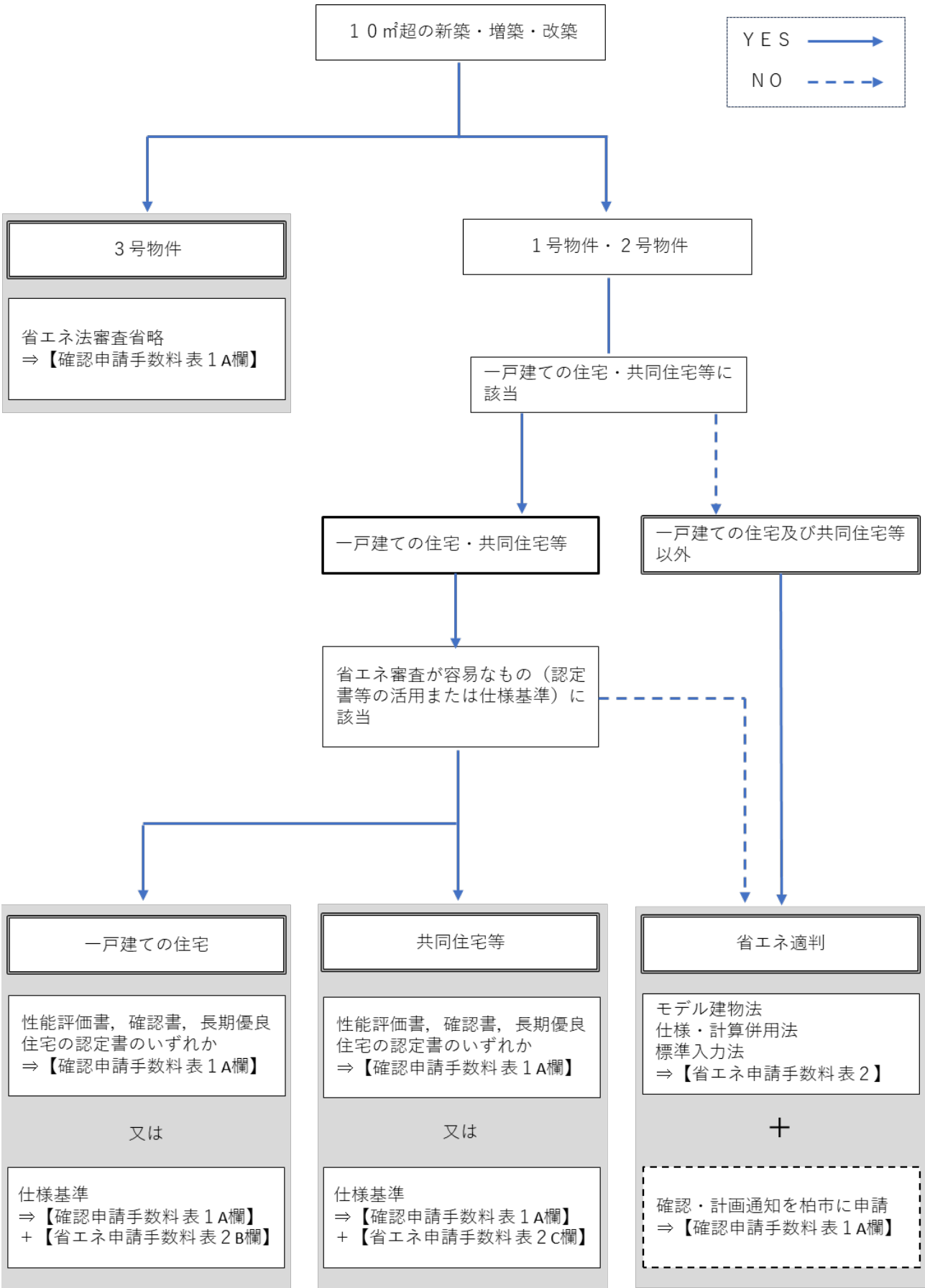
(1) 計画の変更に係る床面積の増加する部分については当該床面積を算定

(2) 計画の変更に係る床面積の増加する部分以外の部分については、次表の通り算定

号	変更内容	算定面積
1	敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積
2	建築面積の変更	変更される建築面積
3	高さ又は階数の変更	高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
4	床の変更	変更される部分の床面積
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積
6	柱、はり又はけたの変更	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積）
7	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
8	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積
9	開口部の変更	変更される開口部の面積
10	土台、基礎又は基礎杭の変更	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎杭にあっては柱に準じて算出された面積
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
12	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積（当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積）
13	建築設備の変更（建築基準法第87条の4第1項に該当するものを除く）	変更される建築設備の水平投影面積（防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積）
	各号に掲げる変更以外（当該建築物の計画に各号に掲げる変更が含まれる場合を除く）	30㎡以下であるものとして取り扱う

(3) 本市で建築物等の確認を受けていない物件で、計画変更を申請する場合、確認手数料に建築物の申請延べ床面積の合計から算定した確認申請手数料の金額の2分の1を合計した金額とする。その後の申請手数料は本市で確認を受けた物件と同額とする。

表 1 および表 2 の確認審査および省エネ法関係手数料について



長期優良住宅の手数料

項	対象事務					手数料（円）		
65の15	認定申請手数料	住宅性能評価書又は確認書の添付がない場合	新築	一戸建ての住宅（1戸につき）		38,000		
				共同住宅等（1棟につき）	5戸以下		92,000	
					6戸以上 10戸以下		148,000	
					11戸以上 25戸以下		293,000	
					26戸以上 50戸以下		534,000	
					51戸以上 100戸以下		931,000	
					101戸以上 200戸以下		1,724,000	
					201戸以上 300戸以下		2,469,000	
					301戸以上		3,023,000	
			増築又は改築	一戸建ての住宅（1戸につき）		57,000		
				共同住宅等（1棟につき）	5戸以下		138,000	
					6戸以上 10戸以下		222,000	
					11戸以上 25戸以下		440,000	
					26戸以上 50戸以下		801,000	
					51戸以上 100戸以下		1,394,000	
					101戸以上 200戸以下		2,582,000	
					201戸以上 300戸以下		3,698,000	
					301戸以上		4,527,000	
		住宅性能評価書又は確認書の添付がある場合	新築	一戸建ての住宅（1戸につき）		7,000		
				共同住宅等（1棟につき）	5戸以下		14,000	
					6戸以上 10戸以下		25,000	
					11戸以上 25戸以下		38,000	
					26戸以上 50戸以下		67,000	
					51戸以上 100戸以下		109,000	
					101戸以上 200戸以下		183,000	
					201戸以上 300戸以下		228,000	
					301戸以上		250,000	
			増築又は改築	一戸建ての住宅（1戸につき）		11,000		
				共同住宅等（1棟につき）	5戸以下		21,000	
					6戸以上 10戸以下		37,000	
					11戸以上 25戸以下		57,000	
					26戸以上 50戸以下		100,000	
					51戸以上 100戸以下		163,000	
					101戸以上 200戸以下		272,000	
					201戸以上 300戸以下		339,000	
					301戸以上		372,000	
65の16	変更認定申請手数料					認定申請手数料の1/2		
65の17	譲受人決定等認定申請手数料（1件につき）					2,200		
65の18	地位承継承認申請手数料（1戸につき）					2,200		
65の18の2	建築物の容積率の特例許可申請手数料					190,000		

※長期優良住宅維持保全計画認定手数料は、手数料条例を確認のこと

※建築関係規定適合申出を含む場合は、建築基準法確認申請手数料・計画通知手数料の額を加えた額とする。

低炭素建築物新築等計画認定に係る手数料

8/8

新規認定申請				手数料（円）	
事前に技術的審査を受けずに直接 柏市へ申請 図書を提出 するもの	一戸建ての 住宅	誘導仕様基準	200㎡未満	16,000	
			200㎡以上	17,000	
		誘導仕様・計 算併用法	200㎡未満	24,000	
			200㎡以上	26,000	
		標準計算法	200㎡未満	32,000	
			200㎡以上	35,000	
	共同住宅等	モデル建物基 準	300㎡未満	31,000	
			300㎡以上 2,000㎡未満	53,000	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	98,000	
			5,000㎡以上	149,000	
		誘導仕様・計 算併用法	300㎡未満	48,000	
			300㎡以上 2,000㎡未満	81,000	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	143,000	
			5,000㎡以上	210,000	
		標準計算法	300㎡未満	64,000	
			300㎡以上 2,000㎡未満	108,000	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満	184,000	
			5,000㎡以上	265,000	
		非住宅の部分	モデル建物基 準による評価 方法	300㎡未満	86,000
				300㎡以上 1,000㎡未満	108,000
				1,000㎡以上 2,000㎡未満	146,000
				2,000㎡以上 5,000㎡未満	238,000
				5,000㎡以上 10,000㎡未満	311,000
				10,000㎡以上 25,000㎡未満	375,000
	25,000㎡以上			440,000	
	モデル建物基 準以外		300㎡未満	212,000	
			300㎡以上 1,000㎡未満	266,000	
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	344,000	
2,000㎡以上 5,000㎡未満			492,000		
5,000㎡以上 10,000㎡未満			608,000		
10,000㎡以上 25,000㎡未満	719,000				
25,000㎡以上	821,000				
登録住宅性 能評価機関 等による技 術審査を受 けたもの	一戸建ての住宅			4,900	
	共同住宅等	300㎡未満		9,000	
		300㎡以上 2,000㎡未満		19,000	
		2,000㎡以上 5,000㎡未満		43,000	
		5,000㎡以上		78,000	
	非住宅の部分	300㎡未満		9,000	
		300㎡以上 1,000㎡未満		16,000	
		1,000㎡以上 2,000㎡未満		26,000	
		2,000㎡以上 5,000㎡未満		78,000	
		5,000㎡以上 10,000㎡未満		123,000	
		10,000㎡以上 25,000㎡未満		156,000	
		25,000㎡以上		195,000	

対象建築物		申請単位	申請手数料
住宅	一戸建ての住宅	住戸のみ	一戸建ての住宅の手数料(面積区分があるものは床面積の合計に応じて)
	共同住宅等	建築物全体	共同住宅等の手数料(面積区分は床面積の合計に応じて)
非住宅		建築物全体	非住宅部分の手数料(面積区分は床面積の合計に応じて)
複合建築物 (共同住宅等＋非住宅)		建築物全体	共同住宅等の手数料(面積区分は床面積の合計に応じて) ＋非住宅部分の手数料(面積区分は床面積の合計に応じて)

※計画変更の場合は、上表の手数料の1／2とする。

※建築関係規定適合申出を含む場合は、建築基準法確認申請手数料・計画通知手数料の額を加えた額とする。